

令和5年度（2023年度）  
第1回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2023年6月8日（木）午前10時開会  
場 所：かでの2・7 520会議室（オンライン併用）

## 1. 開 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境生活部環境保全局環境政策課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日、委員総数17名のうち12名、うちオンライン3名となっておりますけれども、ご出席をいただいておりますので、北海道環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、前回審議会以降に委員の改選がございましたので、皆様にご報告いたします。

小林良輔様の辞任に伴いまして、北海道経済連合会理事事務局長の大橋俊忠様が新たに委員として任命されております。よろしくお願いいたします。

委員就任に当たりまして、大橋委員より、一言、ご挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大橋委員 北海道経済連合会の事務局長をしております大橋でございます。

何分不慣れな部分がございますので、皆様と協力していろいろ審議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（佐々木環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、自然環境局長の竹本からご挨拶を申し上げます。

○竹本自然環境局長 皆様、おはようございます。

この6月から自然環境局長をしております竹本と申します。

令和5年度第1回環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本道の環境行政の推進に当たりまして特段のご配慮とご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、道では、この審議会でもご審議いただいております地球温暖化防止対策条例の改正につきまして、この3月に北海道議会で全会一致で可決いただき、通称ゼロカーボン北海道推進条例として、4月から既に一部施行されている状況でございまして、ゼロカーボン北海道の推進に向けまして、より一層推進してまいりたいと考えているところです。

ゼロカーボン北海道の推進につきましては、環境の保全と経済の向上の両立、同時達成が重要ということでございまして、引き続きこの環境審議会でご審議いただきたいと考えておりますけれども、道の組織上は経済部に移管しまして、引き続き環境保全と経済の向上、この観点から取り組むこととしております。

また、この4月には、G7、気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌で開催されまして、その共同声明としまして、経済の成長、それから、エネルギーの安全保障を確保しながら

ネットゼロの実現を目指すということや、生物多様性の損失を食い止めるネイチャーポジティブ経済、サーキュラーエコノミーの推進といったことが共同声明に盛り込まれたところでございます。

道といたしましても、こうした国際的な動きも踏まえまして、引き続き本道の豊かな環境が良好に維持されるように取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、各部会からの報告ですとか、令和4年度の環境基本計画に基づく政策の進捗状況の点検評価などにつきましてご審議いただく予定でございます。

限られた時間ではありますけれども、委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見やご助言を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎事務連絡

○事務局（佐々木環境政策課長）　続きまして、新たに就任いたしました職員についてご紹介申し上げます。

自然環境課長の鈴木でございます。

水・大気環境担当課長の久保でございます。

食品衛生課長の佐藤でございます。

ゼロカーボン推進担当課長の山内でございます。

よろしくお願いいたします。

ご参考までに、北海道環境審議会関係北海道幹部職員名簿を配付させていただいておりますので、後ほどご参照いただければと存じております。

なお、先ほどの竹本局長のご挨拶でもご紹介いたしましたとおり、気候変動を所掌いたしますゼロカーボン推進局が、このたび、経済部の所管となりましたので、この場をお借りしてご報告申し上げます。

次に、お手元にお配りいたしました資料についてご確認をさせていただきます。

資料は、次第、委員の皆様の出欠表、配席図のほか、ご審議いただく資料として、資料1から資料8までと大冊になって大変申し訳ございませんが、そのほか参考資料としても添付させていただいている資料がございます。

その都度、配付資料の漏れなどがございましたら事務局までお申しつけいただくよう、よろしくお願いいたします。

オンラインでのご出席の委員の皆様におかれましては、ご発言の際に手を挙げるボタンを押すか発言の申出をいただき、会長の許可を得た後にご発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。マイク、ビデオについてもオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから進行は中村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

○中村会長 おはようございます。

朝早くから集まっておいただきまして、ありがとうございます。

今日は、たくさんの議題があつて、実は延長戦になるかもしれないと思つていたのですが、私と事務局とのコミュニケーションがよくなくて、一旦、昼休みを挟んで13時からまた続けて会議をすることを考えていたようです。私は続けてやると思つていたので、13時に別の会議を入れていて大変申し訳ないですけれども、15分ぐらいの延長は可能かもしれませんが、そこで議事を終了したいと思います。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、新たに任命された大橋委員の所属する部会についてですが、北海道環境審議会条例施行規則の第2条では、部会は会長が指名する委員をもって組織することとなっておりますことから、お配りしている名簿のとおり、地球温暖化対策部会に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、今回は、報告事項を前に持ってきて、議事を後にすることになりました。ということで、各部会長から手短かに報告をしていただければと思います。

まず、指定事項に関わる報告事項の一つ目ですが、水環境部会です。令和5年度、2023年度公共用水域及び地下水の水質計画の作成についてということで、部会長である私から簡単に報告したいと思います。

令和5年度の公共用水域及び地下水の水質測定の作成に係る当部会の審議結果について、資料1をご覧ください。

まず、(1)の公共用水域の水質測定計画の概要についてですが、①の測定は、4ページの別表を見てください。

河川は重点河川14水系、一般河川29水系、その他河川24水系の合わせて67水系、湖沼は11水系、海域は21水系、合計99水系について測定を実施すべきとしました。

再び1ページに戻っていただいて、②の測定地点について、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案した結果、旧廃止鉱山に関わる測定地点を一部休止としたほかは、令和4年度とほぼ同様としました。

続いて、③の測定項目ですが、アの基本項目から2ページのキの特定項目までありますが、測定地点ごとに必要な項目を選定して、これまでと同様に生活環境項目、健康項目について重点を置いて実施することにしました。

④の測定頻度、⑤の測定時期についても、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案した結果、令和4年度とほぼ同様の内容になっています。

続きまして、3ページの地下水の測定計画の概要についてですが、①の測定地域は最後の4ページの別表をご覧ください。

地下水の調査は、三つの区分にして行うことにしており、一つ目の概況調査は、地下水

の全体的な水質を把握するための調査、二つ目は汚染井戸周辺地区調査、三つ目は継続監視調査です。

測定地点については、概況調査の調査地域市町村は水質汚濁防止法令政令市である札幌市、函館市、旭川市は毎年、その他の市町村は、7か年で一巡する年次計画に基づいて、令和5年度は全道で24の市町村を選定しました。

汚染井戸周辺地区調査は、札幌市で実施するほかは、令和5年度の概況調査で新たな汚染が確認された場合は、その周辺井戸について必要に応じて実施することとしました。

継続監視調査は、令和4年度までの調査状況を踏まえて、令和5年度は52の市と町で実施することにしました。

3ページに戻っていただいて、②の測定地点と③の測定項目については、記載のとおり実施することにしておりまして、③の測定項目については、概況調査では環境基準項目の全項目を、汚染井戸周辺調査と継続監視調査では環境基準超過項目等の必要項目を測定することにしました。

また、④の測定時期も記載のとおりですが、継続監視調査のうち、年1回調査の測定時期について、過去の調査結果も踏まえて、5月から7月、または9月から11月に実施することとしました。

令和5年度の公共用水域及び地下水の水質測定項目については、これらの審議を行って水環境部会として測定計画案を作成し、2月9日に知事に答申を行いました。

報告は以上です。

報告事項は一つ一つ質問を受けることになるのですが、全てを報告してしまった後に、皆さんから一括して質問を受けたいと思います。

続きまして、温泉法の規定に基づく許可申請について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告いたします。

温泉部会では北海道環境審議会運営要綱に基づきまして、指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議を行い、その結果を北海道へ答申させていただいております。

お手元の資料2-1の令和4年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和5年3月2日に第5回温泉部会を開催いたしました。

第5回温泉部会の議案一覧を次の資料2-2、参考資料として参考資料1、参考資料2、参考資料3と添付してございます。

第5回温泉部会は、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請について審議をいたしまして、第35号議案、第36号議案については、審議保留としまして、それ以外の議案については、許可相当となっております。

第35号議案を審議保留とした理由につきましては、参考資料3の3ページ目、右上に

別添2と記載のある資料にお示ししております。

申請井戸の揚水試験が適切に実施されていなかったことから、申請者に対し試験の再実施を求めるため、審議保留となったものです。

第36号議案を審議保留とした理由につきましては、参考資料3の4ページ目の右上に別添2と記載されている資料にお示ししております。

申請井戸の揚水試験が適切に実施されていなかったことから、申請者に対し試験の再実施を求めるため、審議保留となったものです。

温泉部会における審議結果の報告は以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

続きまして、北海道地球温暖化対策推進計画に基づく施策の実施状況について、説明をお願いいたします。

○山中委員 温暖化部会長の山中です。

地球温暖化対策推進計画に基づく施策等の実施状況についてご報告いたします。

本件は、3月30日、知事から環境審議会に対して諮問が行われ、環境審議会運営要綱に基づく指定事項となっていますので、付託された地球温暖化対策部会において調査、審議を行い、5月12日付けで答申を行っております。

お手元には、資料3-1から3-3があります。

まず、北海道における温室効果ガス排出量の状況と北海道地球温暖化対策推進計画に基づく令和3年度の施策等の実施状況の報告書、その資料編、それから、答申文の写しです。

まず、資料3-1、報告書をご覧ください。開いていただきまして、2ページの2-1の温室効果ガス実質排出量の削減目標との比較ですが、最新の2020年度の温室効果ガス排出量から二酸化炭素の吸収量を差し引いた実質排出量の推定値は5,134万トンの見込みで基準年度である2013年度から30.3%減少、前年度から5.4%の減少の見込みとなっております。

次に、3ページ、4ページの温室効果ガス排出量についてですが、やはり2020年度の温室効果ガス排出量の推定値は5,960万トンの見込みで、基準年度から19.1%の減少、前年度から5.7%の減少の見込みとなっております。

また、1人当たりの温室効果ガス排出量は11.4トンの見込みで、前年度から0.6トン減少しましたが、全国と比較すると依然として約1.3倍の見込みとなっております。

その理由として、5ページ以降に主な増減要因が記載されております。

次に、17ページまで飛んでいただきたいと思います。

ここは、二酸化炭素の吸収量です。

2020年度の二酸化炭素の吸収量は826万トンで、同年度の温室効果ガス排出量の13.9%の見込みです。

森林による二酸化炭素吸収量は、人工林の高齢化により成長量が減少していることなどが要因で近年減少傾向にあります。今後、計画的な伐採と再植林など森林吸収源対策を

充実させ、活力ある森林づくりを促進することとされています。

続いて、推進計画に基づく重点的に進める取組の実施状況ですが、令和3年度に道が行った対策、施策の実施状況については、19ページから26ページまであります。

19ページから26ページには、推進計画に挙げる重点的に進める取組ごとに主な取組の実施状況を取りまとめたほか、推進計画で設定している補助指標に加え、関連指標や補足データの進捗状況を踏まえた形で取組の評価を掲載しております。

そして、27ページには、道の事務・事業に係る取組の実施状況について、概要を取りまとめております。

以上が北海道における令和3年度の実施状況の報告となります。

また、施策の取組一覧については、資料編の資料3-2を踏まえて、答申の内容については資料3-3を見てください。

裏面の別紙に答申の文が書かれております。

1の温室効果ガス実質排出量の実施では、2020年度の温室効果ガス実質排出量は、目標の達成に向けて減少しているものの、新型コロナウイルスの影響など社会情勢の変化も要因の一つと考えられることから、脱炭素の潮流を一層加速するとともに、さらなる吸収源確保の取組を必要としています。

2の施策の実施状況及び今後の施策については、全体事項としてゼロカーボンの実施に向けて環境保全と経済の発展、そして、道民生活の向上を統合的に実施することを目指し、各般の施策に取り組む必要があることを示しています。

また、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて道民の意識改革や行動変容による自主的な取組の支援や、気候変動への適応の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、豊富なポテンシャルを有する本道の利点を生かし、各主体による再生可能エネルギーの導入拡大の促進や分散型エネルギーシステムなどの地域経済への活性化を推進することにしたほか、計画的な森林整備の保全、農地及び草地、土壌の炭素貯留など、二酸化炭素吸収源のさらなる確保に向けた取組を促進することといった意見を取り込み、評価の結果として取りまとめています。

道におかれましては、この評価結果を踏まえ、引き続きゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を積極的に進めていただきたいと考えております。

私の報告は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、吉中部会長からは、記念保護樹木の指定の解除についてと指定外来種の指定の解除について、両方とも説明をお願いいたします。

○吉中副会長 リモートで申し訳ありません。ご報告いたします。

1件目、記念保護樹木の指定を解除するという案件で諮問を受けました。

3月30日の部会で審議して、やむを得ないだろうという答申をしております。

記念保護樹木というのは、北海道自然環境等保全条例に基づいて指定されているもので

す。

その趣旨としては、由緒、由来のある樹木、または住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを指定する、こういう趣旨で指定されているものです。

今回、解除を答申いたしましたのは、森町にあります赤松、とのみの松記念保護樹木という推定200年以上の立派な赤松なのですけれども、非常に状態が悪くなっているということで、またすぐ横の建築物に寄りかかるような形で立っているということで、いつ倒れて建築物に大きな被害を及ぼしかねないという懸念から、指定を解除するというのもやむを得ないのではないかという議論になっております。

令和元年には、道のほうで記念保護樹木の点検を実施しておりますけれども、その中でも、非常に状態が悪いということで、やむを得ないのではないかという判断をした案件です。

次のページに簡単な写真があると思います。

右下が当該樹木です。横の建築物に寄りかかるような形で、いつ倒れてもおかしくないというものでございました。非常に残念ですけれども、やむを得ない状況に当たるのではないかと判断をしたところです。

続いて、2点目の指定外来種の指定の解除についてに移りたいと思います。

種としては、アメリカザリガニです。

今まで北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づいて、北海道の指定外来種に指定されて管理がされていたわけですが、今般、国の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律という法律に基づく特定外来生物に指定されました。

これによって、条例上、国が指定する特定外来生物は指定しないという整備がされておりますので、条例に基づく指定からは解除するという案件です。

こちらは、5月の部会で審議が行われまして、即日、提案どおりということで答申させていただいております。

次のページをご覧ください。

アメリカザリガニは皆さんもご存じのとおりだと思いますが、その下の主な規制内容というところをご覧ください。

今まで、条例による規制が左側で、今般、法律によって規制対象になったために条例からは外れるということですが、法による規制を見ていただきますと、今まで条例では規制されていなかった飼養、特に販売、頒布の目的での飼養は禁止されます。ただ、当面の経過措置として、販売または頒布以外の目的のものは適用除外を当面行うという法律で規制対象となったということです。

罰金についても、条例よりも法律のほうが大きくなっているので、実効力が高まればいいなという期待も込めて答申をさせていただきました。

諮問書、答申書については、後ろのほうについているとおりでございます。



簡単ではございますが、以上の2件についてご報告いたしました。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、五つの案件について報告がありました。どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

○児矢野委員 一つ目は、非常に単純な質問です。

山中委員からご報告のあった北海道における温室効果ガス排出量の状況と北海道地球温暖化対策推進計画に基づく令和3年の施策等の実施状況報告書の17ページですが、概況のところのご説明で、上から二つ目の同年度の温室効果ガス排出量の何%に相当というところがこの資料だと14.2%になっているのですが、山中委員は13.9%とおっしゃいました。これはどちらが正しいのでしょうか。

○山中委員 2019年度は児矢野委員のおっしゃるとおりの2行目の14.2%ですが、私が説明したのは2020年度の下の方の13.9%でございます。

○児矢野委員 分かりました。大変失礼いたしました。

2点目は、これも温暖化に関わる場所でお伺いします。

この報告書の性質ですが、これは既に作成して提出したものをここで確認しているという位置づけでよろしいでしょうか。

○中村会長 そうです。部会に任された案件です。

○児矢野委員 そうですか。そういうことであれば結構なのですが、ちょっと気になった点は、答申の部分で、これは終わってしまったことなので仕方ないのですが、豊富な再生エネルギーの最大限の活用という最後の部分で、恐らく、改正温対法の趣旨と規定内容からしますと、「各主体による」の前に「環境保全に配慮して」という一言を入れていただいたほうがよかったと思いましたが、これは終わったことなので、取りあえず結構です。

○中村会長 終わったことではあるのですが、今後、そういう視点を持って検討してくださいというメッセージだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

オンラインの方々もよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、これで報告は終えまして、続けて審議事項に入りたいと思います。

令和4年度(2022年度)北海道環境基本計画第3次計画に基づく政策の進捗状況の点検評価について、事務局からお願いいたします。

○事務局(池谷環境政策課長補佐) 環境政策課の池谷でございます。よろしくお願いいたします。

私から、令和4年度北海道環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果(案)について説明させていただきます。

まず始めに、本件につきましては、本来は昨年度中にはご審議いただくべきところだっ

たのですけれども、私どもの作業の遅れによりましてこの時期になってしまったということで、大変申し訳なく思っております。おわび申し上げます。

資料につきましては、資料6-1の概要版、資料6-2の本編、資料6-3の関連指標群の状況ということでまとめてございますが、本日は主に6-1の概要版を使いまして説明させていただきます。

まず、1ページ目ですけれども、環境基本計画の点検評価につきましては、計画の中で定期的に行うこととしておりまして、PDCAサイクルの考え方に基づき行うもので、本審議会のご意見を聞きながら進めるということにしてございまして、本日ご審議いただくものでございます。

続いて、2ページ目ですけれども、点検評価は、計画に掲げる5分野と、それにぶら下がる32施策についてそれぞれ行うものでございまして、分野ごとに指標を定めて、ここで言う令和3年度になるのですが、最新の数値で評価を行っているという状況でございます。

4ページ目に、点検の評価の中で方針を示してございます。

それから、5ページ目からが、実際の分野別の点検・評価結果を記載しているものでございまして、概要版では、分野ごとに進捗状況の評価と課題、令和3年度の主な取組、今後の取組の方向性ということで、それぞれまとめて記載してございます。

始めに、6ページの分野1ですけれども、地域から取り組む地球環境の保全についての進捗状況の評価と課題について記載してございます。

温室効果ガスの排出量が減少傾向にあり、新エネルギーについては発電分野は伸びてございますが、熱利用分野は近年横ばいということになっており、今後、熱利用分野の導入拡大が必要となってくるということでまとめてございます。

7ページ目は、森林の蓄積について記載してございますけれども、目標を達成しているという状況でございます。

続いて、8ページ目ですけれども、令和3年度の主な取組でございまして、温室効果ガス排出抑制対策等の推進では、普及啓発やエネルギー地産地消の取組の支援、それから、気候変動の影響への適応策の推進では、令和3年4月に設置しました北海道気候変動適応センターのプラットフォーム化に向けた取組を実施したところでございます。

今後の取組の方向性としましては、引き続き2050年までのゼロカーボン北海道の実現という大きな目標に向けまして、脱炭素化や二酸化炭素吸収源対策に取り組むほか、気候変動への適応策として普及啓発を行っていくということで記載してございます。

続いて、9ページですけれども、分野2としまして、北海道らしい循環型社会の形成でございまして、9ページには廃棄物の最終処分量などを記載してございます。ここでそれぞれ平成30年度までのおおむね横ばいで、令和元年度には少し数値が悪化しているという状況が記載されてございますけれども、これは令和元年度分の実績から産業廃棄物関係の推計方法を変更したことから、単純にそれまでとは比較できなくなっている、そ

ういった状況になっております。

10ページ目ですけれども、一般廃棄物については、1人当たりの排出量は減少傾向にございますが、リサイクル率が横ばいとなっているということで、引き続き取組が必要だということでまとめてございます。

続いて、バイオマスの利活用につきましては、目標を達成しているという状況でございます。

続いて、11ページの令和3年度の主な取組でございますが、3Rの推進では普及啓発や表彰など、廃棄物の適正処理の推進では市町村や事業者に対する助言や立入検査などを実施していったという状況でございます。

12ページに今後の取組の方向性を記載してございますけれども、引き続き3Rの推進に関して普及啓発のほか、プラスチックごみの削減に係る実践行動の定着などにも取り組んでいくということでまとめてございます。

それから、廃棄物の適正処理の推進ですが、一般廃棄物につきましては、市町村への情報提供や技術支援、それから、産業廃棄物は事業者に対する監視、指導に取り組んでいくということでございます。

続きまして、13ページですけれども、分野3、自然との共生を基本とした環境の保全と創造ということでございます。

優れた自然地域の面積や森林整備等を行う面積は増加しているのですけれども、自然保護監視員等は年々減少しているような状況でございます。今後は、集中的、計画的な監視を行いながら、自然環境の保全等に向けた取組の推進が必要となっているということでまとめてございます。

続いて、14ページですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、自然公園の利用者数が大きく落ち込んで減少しているという状況でございます。

それから、犬猫の安楽殺処分頭数は着実に減少して、目標を達成しているという状況でございます。

続いて、15ページですが、タンチョウの生息数はおおむね増加傾向ですが、ここ2年間は横ばいといった状況でございます。

エゾシカの推定生息数や農業被害額はここ数年で増加傾向にあるということで、今後、野生鳥獣の適正な保護管理に向けた取組が必要であるということでまとめてございます。

続いて、16ページですが、令和3年度の主な取組ということで、自然環境等の保全及び快適な環境の創造では、自然公園の適正な保護と利用や公益的な機能の高い森林の保全の推進に努めるなど、各種施策において普及啓発や監視指導等を行ってまいりました。

17ページの今後の取組の方向性としましては、保護地域の適切な管理や監視を行うなど各政策の取組を進めることとしているところでございます。

続きまして、18ページに移りまして、分野4、安全・安心な地域環境の確保ということですが、環境基準達成率につきましては、大気が100%を維持、水質は90%で横ば

いとなっているところでございます。

続いて、19ページですが、化学物質、これはダイオキシン類ですけれども、環境基準達成率100%を維持しているところでございます。

公害苦情件数につきましては、ここ数年、ずっと減少傾向にあったのですけれども、ここ2か年はやや増加傾向にあるといった状況でございます。

続いて、20ページの令和3年度の主な取組ですが、環境基準達成に向けまして、引き続き調査監視や事業者に対する指導などを行ってまいりました。

今後の取組の方向性としまして、引き続き良好な大気環境の保全、健全な水環境の確保などに向けまして、継続的な調査監視や各種法令に基づく立入検査などに取り組むこととしているところでございます。

最後に、分野5ですけれども、21ページですが、共通的・基盤的な施策ということで、進捗状況の評価と課題としましては、環境配慮活動実践者は5年に1回の調査としてございまして、最新が令和元年度の調査結果となっているところでございます。

道の事務・事業における温室効果ガスの排出量は着実に減少しているところでございまして、目標に達成に向けてはまだまださらなる努力が必要ということでまとめてございます。

22ページですが、YES! clean作付面積は減少傾向にございます。引き続き、有機農業の取組と併せまして、面積の拡大に向けた取組が必要であるということでございます。

続いて、23ページですが、令和3年度の主な取組でございまして、環境に配慮する人づくりの推進では、指導的役割を担うための人材育成や学校教育での環境教育などを推進してきたところでございます。

また、環境と経済の好循環の創出に向けまして、企業による自主的な環境保全への取組を促してきたほか、農林水産業等で環境との調和に配慮した取組を推進してまいりました。

最後に24ページですけれども、今後の取組の方向性としましては、環境に配慮する人づくりの推進、環境と経済の好循環を創出など、引き続き各施策につながる取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

概要としましては以上になるのですけれども、令和4年3月の審議会で、地域別の差についてどうなのかというご意見があったと思うのですが、それにつきましては、概要版には記載していないのですけれども、関連指標のうち、地域ごとに把握しているものについて、資料6-2の本編、資料6-3の関連指標群の状況の中でまとめさせていただいております。

例えば、本編の18ページに、廃棄物の最終処分量について、左側に全道集計を載せておりまして、右側に圏域別のデータを掲載するということをしております。

45ページに、水質環境基準の達成率につきまして、左側に全道集計、右側に圏域別のデータを掲載するという形でお示ししているところでございます。

駆け足となってしまいましたけれども、私の方からの説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村会長 ありがとうございます。

これは審議事項ですので、皆さんからのご意見を聞いて、必要とあれば訂正も含めて検討するという事だと思います。よろしく願いします。

ご質問、ご意見をどうぞ。

○中津川委員 2点あります。

まず、7ページで、6-1の森林の蓄積の目標が令和8年となっています。先ほど地球温暖化対策部会からも説明があったのですが、令和12年、2030年为目标年次になっているので、それとすり合わない目標になっているのでしょうかということが一つです。

もう一つは、全然違う話ですが、16ページです。

今、道民の一番の関心はヒグマの問題だと思います。最後の行に文言としては書いてあるのですが、具体的にどういう目標でやっていくのかが見えないというか、数値的な目標も見当たらないのですが、この辺はどうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○中村会長 事務局からお願いします。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） 最初のご質問でございますけれども、森林計画につきましては、令和4年3月に新しい計画ができてございますが、冒頭に申し上げたとおり、私どもの作業の遅れで令和3年度の結果で評価するという事になってございまして、古い計画での目標が記載されている状況でございます。

○中村会長 それをそのままにするということですか、それとも、将来的には変えるということですか。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） 今年度にやるのですけれども、次の点検評価から新しい目標に向けての取組ということで記載していくこととなります。

○中村会長 次年度ですか。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） はい、次年度です。

○中津川委員 私が言いたいのは、この温暖化の話は2030年、令和12年に向けてやっていますので、目標は全てそろえてもらわなければいけないのではないかという指摘です。よろしく願いします。

○中村会長 回答してください。令和12年を目指した形で森林もできるということですか。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） 来年度からは、そのような数値でやっていきます。

○中村会長 もう一個は、ヒグマのほうですね。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） ヒグマについては、今回は具体的な計画としての目標がないものですから掲載してございませぬけれども、次回からできるように検討してま

いりたいと考えてございます。

○中村会長 場当たりの回答ですけれども、これまで、そういうものは持っていなかったということですか、それとも、持っていたのに今回は資料がないということですか。

○事務局(池谷環境政策課長補佐) もともとヒグマに関しては目標というものがなくて、環境基本計画では特に目標として載せていないというイメージです。

○中村会長 次回からその目標値を定めると今言ったのですか。

○事務局(池谷環境政策課長補佐) 定めることについて、関係課の野生動物対策課と協議してまいりたいと思います。

○中村会長 その回答でいいですか。

○中津川委員 そういう数値的な目標もそうですけれども、本編の書き方を見ても、何を目指しているのかがよく分からない書き方になっているので、そこは文言にもう少し厚みを持たせてほしいというか、どういうことを目指しているのか。ヒグマの管理をどうするかということも結構議論されていると思うので、道としてはどう考えているのかをもう少し整理してほしいと思いました。

○事務局(池谷環境政策課長補佐) 記載内容につきましては、引き続き関係課で協議しながら検討してまいりたいと思います。申し訳ございません。

○中村会長 関係課というのは、自然環境部会の構成の課ではないのですか。

○事務局(池谷環境政策課長補佐) そうです。

○中村会長 それならば、関係課の方がきちんと答えるべきだと私は思います。

○事務局(池谷環境政策課長補佐) 本日は関係課の者が業務の都合でこちらに来られていないので、明確なお答えができなくて申し訳ありません。

○中村会長 そうなると、この書きぶりについては後で確認するということですか。それでいいですか。今回はここで承認できなくなってしまうのですけれども、よろしいですか。

○事務局(池谷環境政策課長補佐) 確認させてください。その後にまたご相談させていただきます。

○中村会長 そのようにお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○上園委員 質問と意見ですが、資料6-1の5ページにSDGsの17の目標が出ていて、僕の授業でも北海道はどういう環境政策をしているかということを紹介しようと思って、関心を持って見ていました。そこで、17の目標でこういうものがそれぞれの施策で関わっていると期待していたのですけれども、その記載が全くなくて、このところだけすごく浮いているのです。

SDGsの目標と絡めて評価しているというのは、すごく意味があると思うのですけれども、ほとんど中身が書かれていなくて、詳細な資料もずっと見ていたのですが、全然言及がないのです。今からこれについて言及するとなると相当大ごとになると思うので、来

年度以降の作業かもしれませんが、SDGsを掲げるのであれば、しっかり評価ということで記載していただければと思います。

その関係で、5ページの目標を見ると、全ての分野で16番目がないのです。16番目は平和と公正を全ての人にとり非常に重要な目標だと思うのですが、なぜこれが抜けているのかという素朴な疑問がありましたので、分かる範囲で結構ですから、ご説明いただければと思います。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） まず、SDGsの目標との関係につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。申し訳ございません。来年度に向けて、また検討してまいりたいと思います。

それから、16番目の平和と公正については、率直に抜けておりましたので、資料を直します。申し訳ございません。

○中村会長 回答が全て次年度への先送りというのはよくないと思うのです。今回の評価で書けるものはきちんと書き込むと言っていたかないと、次年度に本当にやるかどうか我々はチェックできないですからね。回答をよくお考えください。先送りの議論はあまりよくないと思います。

○上園委員 先送りのことを言ってしまったので、私の責任かもしれませんが、もう一つあります。

資料6-2の59ページになります。

環境と調和したまちづくりというところで、北方型住宅とか長期優良住宅の戸数のデータが出ているのですが、私は、昨年の秋に、自宅を断熱改修でほぼフルリノベーションというか新築にしたのですけれども、北方型住宅とか長期優良住宅というのは助成を受けた数だけを書いていると思うのです。私のところは、はっきり言うところの北方型住宅よりも断熱性能は断然高い優れた家になっているのですが、札幌市だと何も受けられないのです。要するに、データというのは、どの程度断熱化が進み、持続可能で質の高い暮らしの場を実現しているかという指標だと思うのですが、北方型住宅とか長期優良住宅以外にもそれ以上の性能を持っている住宅が増えていると思うので、この指標というのはもう少し工夫が要るのではないかと考えています。

これは、今すぐとはならないと思うのですが、この数だといつまでたっても脱炭素はできないと思うのです。どこかの指標で2030年に40%と書かれていた目標もあったので、この指標ではちょっと不十分かと思っています。これは、ご検討いただければと思います。

○中村会長 もし上園委員の立場からよい指標を提案できるならば、事務局も専門ではないと思いますので、その辺もアドバイスをいただければと思います。よろしく願います。

ほかにいかがでしょうか。

○吉中副会長 1点、質問をさせていただきます。

資料6-1の19ページの安全・安心な地域環境の確保のところ、公害苦情件数が少し増加傾向にあるというご説明をいただいたのですけれども、教えていただきたいのは、まずこの公害苦情の公害というのは、定義は何なのか、それから、苦情件数というのをどういうふうに勘定しているのか、それから、もし分かれば、どういう公害の苦情が増えているのか、あるいは減っているのか、その辺の情報があれば教えていただきたいです。

○事務局（吉岡循環型社会推進課長補佐） 公害苦情の内容でございますけれども、まず、大きく分けまして典型7公害と言われる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭というものがございます。また、典型7公害以外でいきますと、廃棄物の投棄その他ということで分類されております。

○中村会長 質問は、この増加傾向にある要因は何なのかということだと思います。

○事務局（吉岡循環型社会推進課長補佐） 傾向ということでの回答になってしまいますけれども、道内におきましては、騒音の苦情が増えている状況でございます。

これにつきましては、全国的にも同様の傾向を示しております、推察ではあります、コロナ禍により在宅が増えたことも一因というふうに考えているところです。

○中村会長 吉中副会長、よろしいですか。

○吉中副会長 すみません、聞き取りにくくて、あまりよく分からなかったです。

公害の定義は、いわゆるその前段に書いてある水質、大気云々ということは分かったのですけれども……。

○中村会長 騒音が増えているようです。騒音の苦情が増えているようで、コロナ禍で多くの方が自宅におられて騒音の問題を引き起こしているというような話でした。

○吉中副会長 了解しました。ありがとうございます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 地域差について検討いただいたらどうかということが昨年度に出て、それはご考慮いただいたようで、大変ありがとうございました。

それに関連しまして、特に廃棄物のリサイクル率が地域によってかなり違うということが出ています。それで、資料6-1の10ページに「リサイクル率は横ばい傾向にあり」とあるのですが、地域差があって、それは続いているということは書いていただいたほうがいいのではないかという気がします。

というのは、リサイクル率を上げようという話があるわけですが、結局、リサイクル率が上がらないのは地域差がかなりあるためということ、今後の環境施策を考える上で重要だと思います。それは本編には入っているのですが、通常、本編の中身まで詳しく見ないので、概要版を見るということになりますから、概要版にもお書きいただいたほうがよいように思います。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） かしこまりました。概要版に記載するようにしたいと思います。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。



○大橋委員 これは質問ではないのですが、今回の資料自体が施策の進捗状況の点検・評価結果となっていますけれども、資料を見る限り、評価結果というところの記載が全般的にないのかなと思います。こういう取組をしました、数字はこうなっていますという話なのですけれども、当初、何を指して、例えばA、B、Cの項目を挙げていて、AとBは実施しましたけれども、Cは実施できませんでした、それは不十分なので次年度以降の施策に反映させますという整理の仕方があると、先ほど皆さんからご質問があった、ヒグマはどうするのか、それは今までやっていませんでした、すみません、今後はこういうふうにしますとか、そういう見え方だと分かりやすいのではないかということです。これは意見です。

○中村会長 いかがですか。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） 概要版のつくりについては、今後、工夫が必要かと思っています。本編ではそういうことも踏まえて書いていますので、書き方は今後工夫してまいりたいと思います。大変申し訳ございません。

○中村会長 僕も何となく思うのは、例えば温暖化の問題についても、どういう施策が効果的に温暖化を下げる方向に向かっているのかという吟味がないのです。ただCO<sub>2</sub>は横ばいですとしか書いてくれないので、そうすると、森林の問題が一番大きいのか、むしろ再生エネルギーを導入したからこれだけ落ちたのかが見えないのです。

それは難しいのかもしれないのですけれども、こういう施策をしたから、これが一番有効に機能したとか、今後はこれを進めていくというのが点検と評価の本質であるべきなのですけれども、全体の合計値がどうになりましたぐらいしか書いてないので、さて、我々はどこに向かえばいいかが見えづらいです。今まではずっとそうやってきたので、今回だけでどこまでやれるかは私もちょっと疑問です。ただ、もうちょっと考えていただいたほうがいいと思います。私も大橋委員と同じような気持ちを持っていました。

吉中副会長、どうぞ。

○吉中副会長 先ほどの続きで、今、会長がおっしゃったことと関連するのですけれども、公害苦情の中身について、今後はどこを重点的に取り組まなければいけないのかということを見るのに一つの役に立つものなのかと思いました。ということで、苦情件数がただ増えているだけではなくて、先ほどご説明があったように、もし騒音が増えているのであれば、一体何に由来する騒音が住民の苦情をさせているのかというところを分析していただいたほうが、今後の課題解決に向けた取組が進められるのではないかと思います。

騒音について、その騒音の由来が何なのかということも非常に興味あるところでして、例えば、再生可能エネルギー関連施設からの騒音が最近は上がっているのか、上がっていないのかということもお示しいただければ、もう少し建設的な議論ができるのではないかと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 吉中委員がおっしゃったこととも関連するのですが、先ほどのリサイクル率の問題も継続して同じ地域がずっと低い状況が続いていることについては、恐らく何か理由があるはずで、地域に確認すれば分かると思うので、それをご指摘いただいて、今後、リサイクル率が北海道全体として上がる促進剤になることを私も希望したいと思います。

もう一点は質問ですが、6-1の23ページと本編の60ページに、国際的な取組というものが入っています。私は専攻が国際法で、ここに国際機関と連携するということが書いてあるのですが、これは非常に抽象的でよく分からなくて、自治体が国際機関と連携するというのはどういうことかと思いましたので、その辺りのご説明をいただけるとありがたいです。これは、知床の世界遺産のお話でしょうか、それとも、現在、具体的に国際機関と連携しているということがあれば教えていただけると非常にありがたいと思います。

○中村会長 事務局からお願いします。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） まず、知床につきましては、過去に環境研でやっていたようですが、今はやっていないということでございます。ここで書いている国際機関につきましては、JICAを想定してまして、研修生の受入れなどでのJICAとの協力という形を念頭に記載しているものでございます。

○児矢野委員 JICAは国際機関ではなくて日本の機関だと思います。

○事務局（池谷環境政策課長補佐） 一応、国際的な取組ということで、そういったところとも連携できることがあればという意味合いも入っており、基本計画の中でもそういうふうに記載しております。

○中村会長 言葉ではしっくりいかないところもあるかもしれませんが、ひとまずJICAを中心とした話であるということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 先ほどの大橋委員や会長からの話とかぶるのですけれども、資料6-1の概要版もタイトルが点検・評価結果となっているのに、評価が全然見えないのです。8ページの取組と方向性しか書いてないですね。なので、分析とか評価がどうなのかというものがないと、この文言にそぐわないと思いますので、この概要版のほうも評価というものをきちんと盛り込んでほしいと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

武野委員、どうぞ。

○武野委員 二つございまして、一つは、分野1、地域から取り組む地球環境の保全です。今後の取組の方向性の中に「ゼロカーボン北海道」という表現は入っておりますが、別途、ゼロカーボン北海道推進協議会が活動し、その中に道民行動部会を新たに設置して、道民の行動変容、ライフスタイルの変化を促していくことになっております。今後の取組の方向性の中には、ぜひ道民の行動変容を促すという言葉を入れていただきたい。

それから、視点として、分野2にも関わるかもしれませんが、家庭部門ではかなり大きく、産業部門でも大きいのですが、食品ロスの削減という言葉が見当たらず、どこにも

書かれなくていいのかということも併せて伺います。

二つ目は、分野5の今後の取組で環境と経済の好循環です。

農林水産省のみどりの食料システム戦略で、有機栽培面積を100万ヘクタールにするという方向が出て、それも併せての有機農業の推進でしょうけれども、いくらつくっても売れなかったらビジネスとして成り立たず、市場流通の拡大が当然必要になってきます。その呼び水として、公共調達をすべきで、学校給食に使ったらどうかという話が出ています。

今後の取組の方向性では、公共調達まで踏み込めるかどうかは別として、市場流通の拡大を目指していくのだということはあると思います。

以上の2点です。

○中村会長 事務局からコメントはありますか。

○事務局（佐々木環境政策課長） 今、中津川委員からご指摘をいただきました概要にも評価を記載すべきではないのかというところについては、こちらで考えてみたいと思っております。

また、武野委員から、道民行動、道民の活動を促していくという観点や、農業の在り方などについてのご意見をいただきました。

今回、2020年度での評価でございますので、以前のお話になってしまうところもございます。ですから、年次を考えながら、先ほどご指摘のあった内容について、この中で盛れるかどうかを検討させていただければと思っております。

○中村会長 多分まだあると思うのですけれども、これをずっとやっていると最後のほうの議題の議論ができなくなってしまうと思います。事務局としては、今日これを決めたいという話だったのですけれども、今の議論過程では、これは決まらないという感じがします。

もう一回、審議会で、ここを改正しましたということで提出することは可能ですか。

○事務局（佐々木環境政策課長） 分かりました。検討して、次回に示していきたいと思っております。

○中村会長 すみませんが、よろしく申し上げます。

委員の方々におかれましては、今日伝えられなかったことも出てくると思いますので、事務局にお寄せください。そして、改稿されたものを議題としてもう一度かけたいと思います。ありがとうございました。

それでは、北海道生物多様性保全計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本自然環境課長補佐） 自然環境課の橋本です。

私からは、資料7に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

資料7-1をご覧ください。

今回お示しした資料は、5月17日に開催されました自然環境部会の資料と同様のものをご用意しております。

まず、資料7-1は、次期計画に据える目標とそこに向かうための戦略についての資料となっておりまして、新たに計画に方向性を持たせる重要なパートと考えております。

今回ご提示した案は、3月30日に開催されました自然環境部会でご提示した案について、ご審議いただいた内容を反映させたものとなっております。

まずは当初案についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

資料7の参考資料2をご覧ください。

冒頭にあります図が当初案の概要となっております。

資料7-1とは、2030年目標と戦略の構成が異なっております。

当初案の2030年目標は、アウトプットとアウトカムということで、アウトプットに30 by 30、2030年までに陸域、海域の30%を保全することを据えまして、それが実現した際のアウトカム、成果として、自然や野生生物の保全が暮らしや産業のためになることを理解している状態ということを目指しましたが、目標を30 by 30に集約させることには無理があるとか、アウトプットの実現がこのアウトカム、成果につながるのかが不明瞭だというご意見をいただきました。

また、ここでお示ししている四つの戦略ですけれども、生態系ネットワークの生態系サービスに着目しまして、それを持続的に受け取る仕組みの中で保全も同時に実現させようという構成になっているのですが、目標と戦略の関係性が分かりづらいというご意見をいただきました。

お示ししている当初案の目標と戦略ですけれども、同時に添付している参考資料1、点検・評価の結果などを踏まえました論点や、生物多様性基本法で基本とすべきとされております参考資料3の国家戦略2023-2030、このような内容も参照しながら作成いたしました。

その上で、改めて資料7-1をご覧くださいと思います。

1ページ目の概要からです。

まず、次期計画の基本方針ですけれども、新たに決定された国家戦略に対応した地域戦略として、全体で目指します2050年の自然共生社会の実現に向けまして、2030年までの目標を設定することとし、その目標を、ネイチャーポジティブの実現と、意識の醸成としております。具体的などころとしましては、生態系の損失を止めて反転させるための直接的な戦略と、2050年目標の自然共生社会の実現というところに向かう基盤づくりとして、自然の恩恵を受け取る道民や企業の皆さんの意識を変える戦略を進めていこうとするものでございます。

なお、今回お示ししている目標と戦略も、部会でご検討いただきました論点や新しい国家戦略を参照しながら作成しておりまして、その関わりにつきましては、2ページに簡単にお示ししております。

続いて、戦略についてですが、3ページ以降をご覧くださいと思います。

次期計画は2030年目標を目指すものとなりますけれども、その戦略としてネイチャ

ーポジティブ実現のため自然にアプローチする直接的な戦略を設けておりますが、直接的な戦略として、基本戦略1、生態系への影響の緩和、基本戦略2、保護区指定・OECMを活用した土地利用・管理の推進ということで、基本戦略1は、前回の自然環境部会で審議をいただきまして、それを受けて新たに設けた戦略となっております。

また、自然共生社会実現に向けた意識の醸成のため、道民、企業の皆さんにアプローチする意識を変える戦略としまして、その隣ですが、基本戦略3、生態系ネットワークを元手とする課題解決と恩恵の可視化、基本戦略4、自然と関わる機会の（積極的な）創出ということで、「積極的な」のところに括弧がついていますが、5月17日の部会のときにいただいたご意見を反映させている部分を括弧づけにしております。この二つを掲げております。

そして、目標と戦略の方向性が固まりましたら、これらの戦略を進める具体的な取組を検討していくことになりまして、この下にあります戦略を強力に推進する取組、既に現計画にありますけれども、道の各部局の関連施策、このようなものを具体的に検討していくことになります。

戦略についてさらに見ていきますので、4ページをご覧ください。

まず、自然にアプローチする直接的な戦略としてのネイチャーポジティブの実現ですけれども、考え方につきましては、ここにあるとおり、現時点で生物多様性の損失を止め反転させる必要があるという考え方の下、二つの戦略を設定しております。

基本戦略1「生態系への影響の緩和」では、生態系の劣化を食い止めるため、その原因となっている開発等に伴う変化速度の低減、それから、シカなどの野生動物の個体数管理、外来種対策を進めて種の保存を図るほか、生物多様性に配慮した再生可能エネルギー利用など、気候変動対策による影響を回避、最小化を図るという内容としております。

続いて、基本戦略2の「保護区の指定・OECMを活用した土地利用・管理の推進」では、本道の自然環境の特色を生かした独自の基準で、保護区の指定とか、自然や生物多様性の保全を目的としない一方で、そのようなことに貢献している区域、これをOECMと呼んでおりますけれども、これを活用して管理することで健全な生態系を確保することとしております。

戦略2では、得られた区域を生態系ネットワークとしまして、そこから得られる生態系サービス、自然の恵み、これを地域の課題解決などに活用していくという戦略になっておりまして、これまでの保護区とは異なる活用をイメージしております。

続きまして、5ページになります。

道民企業にアプローチする、意識を変える戦略ですけれども、考え方につきましては、2050年自然共生社会の実現に向けては、道民、企業の皆さんがその重要性を理解している必要があるという考え方の下、二つの戦略を設定しております。

基本戦略3「生態系ネットワークを元手とする課題解決と恩恵の可視化」というのは、先ほどご説明しました基本戦略2で……。

○中村会長 大変申し訳ないのですがけれども、議論する時間を我々に与えてほしいので、簡潔にお願いいたします。

○事務局（橋本自然環境課長補佐） 承知しました。

基本戦略3、基本戦略4について、こちらに書いてある内容をその考え方に基づいて設定しております。

続いて、6ページは、計画の推進ということで、計画の期間をおおむね7年、見直しを設けながら様々な主体の皆さん方と取組を進めていくという内容を考えております。

最後に、資料7-2をご覧ください。

計画変更のスケジュールですが、今回の審議会以降、9月に答申をいただくという内容になっておりますが、それまでに自然環境部会の開催が1回となっております、これについては自然環境部会のほうからもこれでは十分な審議ができないというご意見をいただいておりますので、今後、それは見直して審議の回数などを確保してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、吉中部会長、この件について何かありますか。

○吉中副会長 どうもありがとうございます。

事務局からご説明いただいた内容で間違いはないですが、最後に橋本さんもおっしゃったとおり、まだ審議が具体的に動いてないといえますか、煮詰まっておりますので、当初予定していたスケジュールどおりではちょっと厳しいのではないかという意見が部会で強く出ておりましたし、私もそう思います。

できた保全計画そのものももちろん重要ですが、それに至るプロセス、いかに道民に自分事として関与していただきながらつくっていくのかというプロセスがもっと大事なのではないかと私は考えておりますので、もう少しじっくりと議論していきたいと思っておりました。

○中村会長 それでは、このスケジュール感ではつらいのかもしれませんが、今、皆さんからいろいろなご意見をいただければよろしいかと思います。

○山中委員 国の方の多様性の保全の話にもあると思うのですが、どうしても北海道の生物多様性となってしまいますが、我々北海道の企業や道民、あるいは行政もそうですが、世界の、特に発展途上国などの、生物多様性にも影響を与えるステークホルダーですので、そういう視点をぜひともどこかに入れてほしいと思います。

当然、カーボンにおいても、カーボンフットプリント、スコープ3など、我々の消費が実は発展途上国でつくられているものであれば、我々は消費者としてはCO<sub>2</sub>の責任を負うという考え方によって変わってきています。生物多様性においても、フェアトレードという概念と同時に、北海道の企業や道民が世界の多様性にどう貢献するかという視点をぜひ組み込んでいただきたいと思います。

○中村会長 取りあえず意見を聞きますので、後でまとめて回答してください。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 意見というか、先ほど吉中部会長がおっしゃったことの補足ですが、自然環境部会で、もうちょっと具体的な案を示していただかないと、イメージも方向性も見えないので審議が難しいという話が出ていました。そういう意味で、ここに出されているものは、次回以降、もうちょっと具体案として出てくるのではないかと期待しております。

○中村会長 ほかにどうでしょうか。

多分、皆さんがそういう印象だと思うのです。漠然としているのです。本当にこれで生物多様性保全が実現していくのか。

例えば、4ページとか5ページも、ネイチャーポジティブの実現、自然へのアプローチと道民や企業へのアプローチが書いてあるのですけれども、結構オーバーラップしているのです。例えば、戦略2のところでは生態系ネットワークという地域課題の元手とすると書いてあって、戦略3でまた生態系ネットワークを元手とするということで、戦略それぞれが完全独立しなくていいのですけれども、言い方が悪いですが、文字に遊ばれているような、そこで何をやろうとしているのかがはっきり見えないのです。

そこは、今、児矢野委員がおっしゃったような具体的なものを描いてくれないと分かりづらいという感じがしました。

私は事前説明のときに言ったのですけれども、3ページで、最終的にこれをやるために道は何をやるのかが見えないと議論が進まないのです。そして、一番下に道の関連施策と書いてあるものは一体何なのか見えないのです。

私は、中央環境審議会の委員として、この前の国の生物多様性の国家戦略に関わっているのですけれども、例えば、参考資料3に基本戦略1から5まであって、状態目標と行動目標に分けて、それぞれについてどんなことをやるのかということを見具体化したのです。ですから、国レベルのものがないと、道で一体何をやろうかということが見えないのです。

最初に戻って、3ページのところで、生態系別施策とか何とかではなくて、基本戦略1を達成するために北海道は何をやるのかという施策を具体的に書いてください。それから、戦略2については何なのか、先ほど国でやったような状態目標と行動目標という形で分けられるならば分けたほうがいいと思うのですけれども、下にずらっと書いてくると、上の戦略を達成するための取組がどこに連なるのかが見えないのです。今のところはそれが書かれていないので、さらに分からないのです。

いろいろな部署からいろいろなことを言われると思うのですけれども、北海道の環境審議会としては、この戦略に対してそれぞれが具体化すべきだというのは当然のこととしてあると思うのです。

どうも北海道は、先ほどの議論もそうなのですけれども、漠然としてしまっていて、具体性がなくて、本当にどうやって戦略を立て、目標を達成していくのかが見えないのです。もうちょっと国を見習ってほしいと思います。

ほかにかがででしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、部会のほうで具体案を議論していただいて、また親会で議論できればと思います。ありがとうございました。

最後に、地域脱炭素化促進事業（促進区域）の道の配慮基準について、事務局から説明をお願いいたします。

最初に言っておきますが、議論する時間をください。この資料は100ページあるので、お願いします。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） 資料8、地域脱炭素化促進区域の設定に係る配慮基準案についてに沿ってご説明させていただきます。

スライドの右下にページ番号を振ってございますので、ご参照ください。

前回の1月の親会以降、各部会やアセス審の意見を伺ってまいりましたので、その結果を踏まえて、配慮基準についてご審議いただければと思います。

スライドの1ページ目は振り返りでございます。地域脱炭素化促進事業制度の振り返りとして、この制度は適正に環境に配慮し、地域のメリットにつながる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進する制度でございますけれども、この事業として行わない再生可能エネルギー事業には及ばないところでございます。

現在ご審議いただいている配慮基準については、中段の都道府県基準、環境省令で定める基準に上乘せや横出しして、地域の実情に応じた環境の保全の適正な配慮を求めるための基準で、許可を不要にしたり、許認可など基準を緩和するものではございません。

スライドの2ページ目は、都道府県基準の構成でございますけれども、除外区域と考慮対象区域・事項、特例事項、適用除外かを今ご審議いただいているところでございます。

スライドの3ページ目は、関係する他部会・審議会の意見照会状況でございますけれども、前回、1月の北海道環境審議会以降に、各部会の照会方法については会長一任というお話をいただいておりますので、今、スライドでお示ししているような形で、3月から5月にかけて、それぞれの部会、アセス審などから意見を聴取したところでございます。

いただいた意見と対応については、後段のスライドの97ページ以降にお示ししておりますので、審議中にご参照いただければと思います。

続いて、スライド4ページ目は、これまでの審議の中で、配慮基準については施設別についてお示しいただきたいとご意見いただいておりますので、今回から、施設別に配慮基準をお示しするとともに、今までご審議いただいた基本的な考え方と、配慮基準のみではなくて、最終的に別冊として、その他の留意事項などをまとめてお示しする形で今回からご提案して、ご審議いただきたいという形でまとめてございます。

その別冊の構成はスライドの4ページ目に記載しているところですが、まず、第1章の基本的事項として策定の趣旨や位置づけ、この配慮基準が対処する施設の種類、特例事項、適用除外、基本的な考え方などについて記載しようと思っております。



第2章の基準等については、配慮基準そのものを記載していく予定でございます。

最後に、第3章として、促進区域の設定等に当たっての留意事項を定めてまいりたいと考えております。

続いて、スライドの5ページ以降、別冊の内容について、それぞれ案をお示ししているところがございますけれども、スライド5ページ目は基準策定の趣旨でございますが、主に温対法の改正から今回の配慮基準策定までの背景を記載しているところです。

続いて、スライドの6ページ目をご覧ください。

基準の位置づけですが、温対法に基づく基準であることを記載しております。

基準の対象ですが、この配慮基準は施設別に何を定めるかについては、今のところ、温対法、省令で規定されている五つの種類の発電施設、四つの種類の熱供給施設について配慮基準を定めてはいかかかと考えてございます。

スライドの7ページに、令和5年4月1日時点で配慮基準を策定した17府県、先行した17府県の状況を記載しているところがございます。

太陽光・風力発電施設の基準を定めているところが多いですが、これも参照しながらご審議いただければと思います。

スライドの8ページ目では、特例事項と適用除外について案を示しております。

これまでの部会の中で、建物の上を活用してはいかかかといった委員の意見や、スライドの9ページ、10ページに他府県の特例事項、適用除外の状況を示してございますので、こういったことも踏まえながら案を示してございます。

特例事項については、従前のおり設定しない方向で考えてございます。

適用除外については、太陽光パネルの太陽光発電、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱の事業については、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものを適用除外としてはどうかと考えています。

続いて、スライドの11ページ目をご覧ください。

基本的な考え方でございます。

スライドの11ページ目に前回提示案を示してございまして、1月の審議会の中で、I、本道や世界に恵みをもたらすという「本道や世界」を並列して書くのはいかなものかというご意見をいただいております。かつ、国際的に保護とされているということは、国際的に保護すべきという形で書いてはどうかというご意見をいただいております。

スライドの12ページ目は、今回お示しした提示案です。

Iの「本道や世界に」の表記については、それを削除する形で、「恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」としてはいかかかと考えています。

また、「国際的に保護すべき」としますと、現に保護されていないものも含まれて、ちょっと定義が曖昧になるのかなと思ひまして、「国際的に保護されている」という表記でいかかかと考えてございます。

続いて、スライド13ページ目、14ページ目に、除外区域及び考慮対象区域・事項へ

の振り分け方をお示ししております。

スライドの13ページ目は、前回の提示案でございます。

スライドの14ページ目に今回の提示案を示していますが、これまでの委員の方々のご意見、市町村の意見等を参考に以下のとおり修正してはいかかかと考えてございます。

除外区域の振り分け方については、区域の範囲が地番等で明確または図示されている区域であって、法令などで施設の設置が困難または施設の設置に許認可が必要な保全区域としてはいかかかと考えてございます。

考慮対象事項への振り分け方については、変更ございません。

スライドの15ページ目に市町村へのアンケートの状況を示してございます。

道内179市町村全部にアンケート調査をしましたが、円グラフのとおり、現に促進区域の設定に着手している市町村が9市町村ございまして、全体の5%でございます。

促進区域を設定するか検討しているというのは、令和何年度までにと期限を設定しているだけで、今は具体的に動いていないという市町村も含まれていますけれども、41市町村ございまして、全体の36%を占めております。

それ以外の市町村ですが、促進区域を検討していない、設定しないことを決めているといった市町村が半数以上を占めているところでございます。

アンケートの結果については、下に市町村意見としてお示ししているところですが、一つ目の丸は、市町村行政区域の全域が除外区域になることについては、促進区域を設定したいのでやめてほしいとする意見が、全体では62%を占めておりまして、具体的に基準を検討している市町村では100%を占めているところでございます。

続いて、二つ目の除外区域に設定する区域と規制、禁止エリア、許可エリア、届出エリア、手続が特段ないエリア、その中でどこまでを除外すればよいかということについてご意見を伺ったところでございます。

結果としましては、法令などで施設の設置が困難な区域に限定してほしいとする意見が具体的に基準を限定している市町村では66%を占めておりまして、許認可区域までにとどめてほしいとする意見も含めると76%を示したところでございます。その主な理由としましては、行政区域全域が除外区域になることを危惧される、かつ、除外区域が行政区域全域とならないからといってむやみに除外区域が増えるという危険性を危惧している、明らかに除外と言えない区域は考慮対象区域にしてほしい、市町村の裁量、この促進区域を検討する裁量を最大限確保してほしいといったご意見がありました。

3点目は、除外区域に設定する区域の明確さでございますけれども、メッシュですと粗いため図示程度で明らかにされている区域としてほしいといったご意見がありました。

続きまして、スライドの16ページ以降から配慮基準案を施設別にお示ししております。

まず、スライドの17ページに9種類の施設について配慮基準をお示しするというお話しいたしてございますけれども、全施設共通の配慮基準をスライド17ページ、18ページ、19ページにお示ししているところです。

これまで委員の皆様からいただいた意見や先行する17府県の状況なども勘案しまして設定の振り分け方を修正したところがございますので、その振り分け方に従って除外区域を選んだ結果がこのような状況となっております。

続きまして、スライドの20ページ目に、太陽光発電施設に係る除外区域として、今お話しした全施設共通の配慮基準に加えて、スライドの21ページ目にお示ししていますが、太陽光発電施設は、全施設共通の除外区域に加えて、河川区域と海岸保全区域を除外区域としてはいかがかと考えてございます。

続いてスライド、22ページ目以降で、今の太陽光発電施設の除外区域の設定状況について、17の他府県の状況をお示ししているところがございます。それがスライド32ページ目まで続いてございますので、ご参照いただければと思います。

他府県の状況との比較を除外区域の数という形でお示ししてございますけれども、最後のスライドの32ページ目の下段の表にお示ししているもので、ご参照いただければと思います。

続いて、考慮対象事項も全施設共通のものをスライド34ページから39ページまでお示ししてございます。その次のスライド40ページに太陽光発電施設として考慮対象事項に加えるべきものを、全施設共通に対して加えるべきものをスライド41ページ目、42ページ目にお示ししてございますので、ご審議いただければと思います。

スライドの43ページ目以降からは、風力発電施設とかほかの8施設の別の配慮基準について、かつ、それぞれの基準の先行している17府県の状況も併せてお示ししているところがございますので、ご参照になりながらご審議いただければと思います。

続きまして、スライドの93ページ目ですが、今まで部会の委員の方々からも、この配慮基準の見直し規定を入れてはいかがかといったご意見いただいていた。

こちらは他府県の状況も参考にしながら、基準の見直し案として、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況や、地域の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは本基準の見直しを適時行うものとしてはいかがかと考えているところがございます。

続きまして、スライドの94ページ目でございます。

市町村が事業を実施するに当たって参考となる情報を書き添えてはいかがかといった委員のご意見いただいておりますので、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示として、地域へのメリットとして、地域経済への貢献、地域における社会的課題の解決といった地域脱炭素化促進事業で併せて解決する取組を例示してはいかがかと考えております。

最後に、スライド95ページ目ですが、促進区域の設定等に当たっての留意事項としまして、これまでの意見、マニュアル、他府県の例を参考として、三つほど記載してはいかがかと考えてございます。

一つ目は、促進区域の設定や、事業を実施する際に国や道、管理者などと事前に協議を

行うなど十分に連携、相談することと、近隣市町村とも事前に協議を行うなど十分に連携、相談することを記載してはいかがかと考えてございます。

二つ目は、促進区域設定の際に、設定の後、事業の実施では一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合は、事業に求める地域の環境保全の取組に適切な措置をしっかりと位置づけてほしいということを記載しております。

三つ目は、地域脱炭素化促進事業の再生可能エネルギー施設の運転開始以降もモニタリングを実施して、また定期的に協議会において公表、意見交換をすることによって影響を評価しつつ、運転や全体計画を見直す順応的管理を検討してはいかがかということで、留意事項を記載してはいかがかと考えてございます。

駆け足でございましたけれども、私からの説明は以上となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○中村会長 ありがとうございます。

膨大な資料なので、全部に目を通すことはほとんど不可能だと思うのですが、ひとまず、今気づいた点でも結構ですし、これまでは施設を具体化せずにその議論をしてきたのですが、今回はそれぞれの施設に対する除外とか考慮とか区域の指定の考え方が載っています。

いかがでしょうか。

○児矢野委員 施設ごとの案が出てきたので、大変ありがたく思います。ありがとうございます。

幾つかあるのですが、手短かに申し上げます。

まず、3ページですが、私は自然環境部会の委員で出ているので、簡単にご説明いたします。

補足ですが、具体案がないと議論ができないという委員が大勢を占めたということとは想起をしていただきたいと思います。

それから、12ページの基本的な考え方ですが、前回だったでしょうか、文化的に維持していた自然景観、自然資源のところにアイヌ民族についても言及してはどうかということを私は申し上げました。

これについては、文化的に維持してきたというところに全て包摂されるので、不要であるというのが事務局のご意見でしたけれども、私はまだ決着していると思ってなくて、やはりアイヌ民族にも言及すべきだと強く思います。

まさに北海道は、アイヌ民族については、地域の特性であるということと、生物多様性条約等におきましても、先住民族の話と地域の社会の話というのは両方とも考慮すべき伝統的知識として別に明記をしておりますので、そういう意味でいくと地域の話に全部包摂されきれない部分があるので、やはりアイヌ民族につきましても明記をしていただきたいというふうに思います。

それから、12ページですが、国際的に保護とされているというところですが、

これも前回、私が指摘申し上げたのですが、日本語として意味が分からないので、国際的に保護すべきとされているというふうに明確にすべきであると思います。

ここの文化的な部分は、アイヌ民族のことを入れていただきたいということです。

14ページは、以前から何人かの委員から問題提起されていますが、除外区域の振り分け方の案です。これについては、まず第1に、地番等で明確または図示されている区域というのは、あまりにも詳細過ぎるのではないかということです。

それから、法令等で施設の設置が困難または施設の設置に許認可が必要な保全区域というのは、前からかかってくると思うのですけれども、法令に書いているのは当たり前の話なので、これをあえて書くのはどうかというのは、以前より複数の委員から意見が出ていたことだと思いますので、ご再考をお願いしたいです。

15ページは、市町村の意見なので、こちらが何か申し上げることはありませんけれども、法令などで施設の設置が困難な区域に限定というのは、改正法の趣旨にもともと合わないということだと思われまして、そもそも促進区域というのは、それに指定するのできない話ではないのです。前から中村会長がおっしゃっていますけれども、この辺りについては、市町村にもう少し丁寧なご説明をしていただいたほうがよろしいと思います。

57ページは風力ですけれども、太陽光も含めまして、やはり累積的影響を考慮事項に入れるべきという意見も複数の委員から何度も出ていたと思いますので、それも入れていただきたいと思います。

それから、最後の93ページの見直しの文言ですけれども、前回の審議会で、いろいろ分からないことが多いので、当初は数年ごとに見直しをするということをはっきりと書くべきだという意見が大勢を占めたと考えますので、必要があると認めるときということではなくて、当初は何年後、その後は定期的に何年ごとにと明確に書いていただきたいと思っております。

それから、94ページですが、私の理解力不足でよく分からなかったのですが、地域へのメリットの地域経済の貢献、これを書くという趣旨がよく分からなかったので、理解能力の足りない私が理解できるようにご説明していただくとありがたいと思いました。

○中村会長 幾つかあったので、簡単をお願いします。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） まず、基本的考え方の12ページ目でございますけれども、アイヌのことについて明記してはいかがかというご意見を頂戴しました。ありがとうございます。

アイヌについては、これまでもご説明しているところですが、今、除外区域とか考慮対象区域に設定している史跡、名所に含まれているところです。かつ、アイヌの人たちが大切にしているような区域を明確に区切っている規定がございませんので、具体的に基準を書いて対応をお願いすることは難しいため、文化的に維持してきた自然景観資源ということでご提案させていただいております。

○中村会長 同じ答弁ならば、これは平行線になるだけの話だと思うのです。ですから、

ひとまずほかの意見も聞いて、今日はどうしますか。

同じ答弁を繰り返されると、ずっと平行線のままで、どこかに妥協点というか、委員と事務局が合意に至るような形を見つけていかないと、これは終わらないと思うのです。

アイヌ文化的なものという今の回答についても、各地域でアイヌ文化を表現するような場所はある程度ありますね。そういうことをここに書くことはできないのですか。

北海道はアイヌ文化に対して考えなくてはいけないと知事も含めて主張されているのに、それをここに書かない理由といますか、そんなに強く抵抗しなくてはいけない問題なのですか。

○児矢野委員 これは基本方針なので、具体的な基準を示しているわけではないのです。ですから、私はやはり入れるべきだと思います。

○中村会長 ということで、何らかの形でどこかで妥協していかなければいけないのです。委員の中でも意見の違があると思いますので、それは言うていただいて、どこかに妥協点を見つけていくような形にしないと、ほかの県が既に先行している中で、なかなか進んでいかないので、ぜひ事務局も、かたくなではなくて、意図を理解していただいて、そこで対応していただければと思います。

事務局とやっていると相当時間がかかってしまいますので、まずは委員の皆さんからぜひご意見をいただきたいと思います。

○瀧波委員 先般、風力発電の施設のことで、洋上風力について問い合わせたところ、対象外ということでしたが、現在、促進水域に指定されて、日本海のほうで随分進んでおります。道のほうでは、経済部で進めて、企業が入って着々と進んでいくという状況において、道としてどう関わっていく考えなのか、お願いしたいと思います。

○中村会長 事実関係の確認ですが、洋上風力は今回の除外区域とか考慮・配慮区域の促進法に対しては、入っていないということでもいいですか。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） おっしゃるとおりです。

○中村会長 それでは、今のこととは違うのですけれども、せっかく瀧波委員に発言していただいたので、洋上風力に対して道としてどう考えていくのか、回答ができればお願いいたします。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） すみません。ただいまその件について回答できる者がおりませんので、瀧波委員からそういったお話があったことをお伝えして、お調べして、後日に回答するというところでよろしいでしょうか。

○瀧波委員 分かりました。

○中村会長 では、そのように対応をお願いいたします。

我々もいろいろ危惧があるので、できれば、その情報は環境審議会の全員に教えていただければと思います。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） 承知しました。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 95ページの留意事項ですけれども、こういうものを出していただいたのは非常にいいと思いました。

下から2行目に、「影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す『順応的管理』を検討すること」と書いてあるのですけれども、ここで言う全体計画とは何を指しているのでしょうか。

順応的管理というのは、促進区域の設定とか、そこまで見直しができるのか、この全体計画とは何を指しているのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） 全体計画とは、地域脱炭素化促進事業のことを指していると理解しております。

○中津川委員 それでは、今後、場合によっては、この全てというか、枠組みを変えられるという理解でよろしいですか。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） 影響の程度によるとは思いますけれども、一度決めた事業計画がいつまでも固定でずっといくわけではなくて、もし何らかの変更しなければいけない事情があれば、変更され得るものと考えてございます。

○中村会長 ありがとうございます。

次回、できれば論点整理的に今のずっと出ているような課題、例えば、見直しはみんな必要だと思っていると思うのです。今回決めた促進区域が地域でやられた場合にこんな問題が発生しているとか、そういうことが出てきたときに見直すというプロセスは書き込んでおいたほうがいいと思っています、それは児矢野委員がおっしゃるように、具体的に年数を書き込むのか、もしくは、必要に応じてといいますか、誰が必要だと言うのかはよく分かりませんが、その辺も含めて、今日は細かいところまで議論できそうもないので、論点の整理を次回までにしていただいて、100ページの中のここを集中的にきちんと議論しなくてはならないということを示してください。

○吉中副会長 事務局のご説明、どうもありがとうございました。

まず、児矢野委員からのご発言ですけれども、委員のおっしゃったことは自然環境部会でも何度も提議されていることですので、部会長としてもぜひ考慮していただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

特に、アイヌの件に関しては、まさに地域の基準をつくる趣旨である地域の実情、自然的・社会的条件に応じた基準ということですので、ぜひ考えていただければと思います。

それから、今回、事業施設ごとに除外区域あるいは考慮対象事項をお示しいただいて、大変議論がしやすくなったと思います。

その上で私が言いたいことは、太陽光発電と風力発電で、今のご説明では、除外区域については違いが全くない案になっているのですけれども、それで本当にいいのだろうかという心配があります。特に、太陽光でメガソーラーのようなものがもし想定されるとすれば、私も全般について主張してきたことですが、自然公園全域はぜひ対象にすべきではないか、あるいは、風力について言えば、EADASあるいはKBAといった鳥への

被害を軽減するための除外区域を検討する必要があるのではないかと思います。

そういう意味で、特に気がついたのは太陽光と風力のところですが、それぞれの施設の特性に応じた除外区域の設定をもう少し慎重に考えられたほうがいいのではないかと思います。

また、他府県の状況もお示しいただいて、大変参考になりました。

特に私が気がついたのは、埼玉県は、自然公園区域、県立の自然公園も含めて、太陽光だけをつくっているみたいですが、普通の地域も含めて自然公園全般を除外区域にしているということで、どうしてそういう考え方になったのか、少し状況が分かれば教えてもらいたいと思っています。

数字だけでいいますと、埼玉県の県土の3割以上が自然公園に指定されているのです。ということは、埼玉県全域の3割以上が除外区域になっているということかと思いますが。

一方、北海道は、自然公園の割合は、国立公園、国定公園、道立自然公園を全部合計して11%ぐらいなのです。ですから、北海道は全国の中でも自然公園が国土に占める割合は非常に低い都道府県の一つです。

ということで、そちらの取組も進めていかなければいけないと思うのですが、一方で、それだけ低い自然公園の面積でありながら、それすら除外区域にできないのはなぜなのかということと、自然公園面積はそんなに少ないのに北海道は大自然というイメージ、幻想を抱いている人たちがたくさんいて、道民もそういう錯覚をして、麻痺してしまっているのではないかと、これを見ながら考えておりました。

だからこの基準がどうというわけではないのですけれども、基準を考えていく上で、もしかしたら法的に規制されている保護地域ではなくて、道民一人一人が大事だと思っている、あるいは、感覚的、心理的に非常に主観的な評価が必要になってくると思いますけれども、大事な自然環境、生物多様性という観点がどこかに要るのではないかと聞いておりました。

自然環境部会でも、先ほどの地域戦略計画の議論の中だったと思いますけれども、今、世界的には生態系サービスという概念からさらに概念が広がっていて、関係価値のような、主観的ではあるけれども、なくてはならない、その人、その地域ならではの自然環境の価値を評価すべきということになっています。

そういう点から、最初のどこを除外区域にするかとか、明確に図になっているとか、法的にできるできないというのは、基本方針にはそぐわないのではないかと考えております。  
○中村会長 今後、これをまとめていく上で論点になるのは、自然公園における普通地域の問題だと思うのです。

今、吉中副会長もおっしゃられた埼玉の事例があったと思うのですが、その辺の考え方について、事務局から回答をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局（尾原ゼロカーボン推進担当課長補佐） 他府県の状況については、ここでお示ししている以上の情報は持ち合わせておりません。



埼玉県におかれましても、このような審議会を経て、所要の手続を経て設定したと考えてございますけれども、我々、公園の普通地域については、これも従前の繰り返しになってしまいますが、届出等で事業が実施できるところでございます。

この制度を使わなくても事業ができるということは確かですけれども、市町村や地域がこの制度を活用して再エネ事業に関わっていくという一つの手段は失われてしまうということも考えられますし、かつ、市町村からのご意見として、事業を実施できないところについて促進区域を検討できないということは分かるけれども、事業が実施できるところについては、なるべく促進区域を検討させてほしいというご意向なのかなと思っておりますので、それも踏まえながら、自然公園の普通地域については考慮対象区域として環境配慮を求めていってはいかがかとご提案させていただいているところです。

○中村会長 平行線になってしまうのはまずいので、基本的な考え方に、自然環境に優れ、生物多様性の高い地域、普通地域はそうではないということならば別ですけれども、基本、それを求めた形で自然公園にしているわけですね。

例えば、さっきの生物多様性保全計画でネイチャーポジティブと言っています。ポジティブということは、少なくとも現在あるネイチャーをマイナスにはしないということですね。それを片方で保全計画で言うおいて、そこに太陽光パネルを置くというのはポジティブなのですか。どう考えてもネガティブではないですか。どこかで担保するなら別ですけれども、普通地域の自然が壊れたときにどこかでもう一つオフセットするための何かを用意しなさいとまで言うのなら別ですけれども、先ほどの生物多様性保全計画の議論と相そぐわないと思うのです。

それから、事務局は、先ほどの一般の市町村のアンケートで裁量権というか、全部が自然公園の普通地域に入ってしまう場合、その対処の仕方みたいなものを気にされていると思うので、それが1か0かという議論ではなくて何か妥協できるものですね。例えば、こんなことができるかどうか知りませんが、もし普通地域の全域が入ってしまうのなら20%程度は何らかの形で自治体が考慮区域として検討できるとか、そういうものだってあり得るのではないですか。もうちょっと頭を柔軟にして、これからは全部駄目だという議論ではなく、やっていただけないかと思います。これは一案です。

ほかに、皆さんからご意見はどうでしょうか。

保護の議論だけではなくて、アクセルのほうも含めてご意見いただければと思います。

○山中委員 やはり、地域のステークホルダー、地域の住民が話し合うということがこの促進法ですので、一律に除外というよりは、除外ではなくて考慮対象地域になったとしても保護ができるようになればいいわけです。趣旨と合うし、自然も守れます。ただ、懸念されるのは、考慮対象地域になって各自治体が促進区域を設定するときに十分な議論になるかということなので、そこについては、回答の形で出ていますけれども、この中でしっかりと考慮地域に対して道が何ができるかということはいさし明記した方がいいだろうと思います。

特に、（市町村レベルでは）専門家という立場が減ってしまいますので、生き物の声なき声を代弁できるという言い方はおこがましいかもしれませんが、促進地域の協議会をつくるときに、しっかりとしたものをここで担保してほしいと思います。

もう一つは、これは会長と同じだと思うのですが、一つ一つの設定においてはしっかりと明確なものがあっていいに決まっているし、そうでなければなかなか設定できないのです。その一方、基本的考え方というのはもう少し広い考え方なので、例えば、アイヌの問題にしても、ここにアイヌのことについて対応する設定の仕方がないというよりは、考え方としては考慮すべきとか、そういうような考え方は入れるべきではないかと私は思います。

また、同じように累積的効果についても、どうやって決めるのかというところは分からないにしろ、考え方としては配慮が必要なのだということは基本的考え方と言ってもいいと思います。

基本的考え方は、今、いろいろな法令などに基づいて設定するしないを決めますが、その親のほうの法令も変わりますので、そのときにどう考えたらいのかというときに参照されるのが基本的考え方です。基本的考え方は、比較的緩やかで、人に分かりやすく、非常に明確で、この北海道の促進はどのような形で進むのかというか、設定はどのような立場でなっているかというように、誇り高きものという形で全然問題ないと私は思っております。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

あと5分ぐらいで何とかまとめたいたのですが、次回はある程度絞った形で出していただいて、そこをみんなで集中して議論をする、言わば妥協案の論点整理をしていただきたいと思っています。

○吉中副会長 今、山中委員のおっしゃった前段部分のZoomが切れておりまして、半分ぐらいしかお聞きできなかったのですが、地域への支援措置を考えるべきというご発言だったと推測しました。

もしそうであれば、私はそれを前回は申し上げたのですが、専門家、あるいは北海道環境影響評価審議会で行っているような丁寧な審議を地域の協議会にただ求めて、配慮しろ、留意しろと言うのは、あまりに突き放し過ぎかと思っております。北海道として、地域の脱炭素化の取組を、促進区域、促進事業の取組を適正に推進するための支援措置をぜひ考えていただければありがたいと思っております。

○中村会長 その意見は前の審議会でも聞いた覚えがありますし、私もその話を事務局と事前説明のときにやっているつもりなのです。ですから、どういう支援があり得るのかということをお話していただくと、より具体化すると思うのですが、いかがでしょうか。

○吉中副会長 今、どこまで具体的なお話ができるか分かりませんが、例えば、地域にとっては、科学的な知見、データになかなかアクセスできないということがあると思

いますので、例えば、北海道の予算で専門家を派遣するとか、北海道が有しているデータを、北海道からアクセスできるような科学的なデータを地域の人も見やすく使えるように提供するとか、いろいろなことがあると思います。例えば、KBAやIBAについても、地域の人がどこを見ればぱっと場所が分かるとか、その趣旨が一体どういうものなのかということを知りやすく説明するようなサポートが必要ではないかと思っております。

○中村会長 分かりました。ありがとうございます。

道総研にも環境に関わる部があって、そこでもGISデータというのは随分整備されていると思いますので、よろしくご検討ください。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、皆さんからまだあると思いますし、次回までにもうちよつと絞っていきたく思っていますので、皆さんから事務局に伝えていただければ、私と事務局の間でキャッチボールして、論点整理をして、次回、皆さんに諮って、できれば合意に結びつけて、12月までにはこれを仕上げたいと思っていますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

○児矢野委員 これは提案というかお願いですが、委員が事務局にどういう意見を送られたかということと同時に共有できれば非常にありがたいのです。

恐らく委員はメールで意見を送られると思うのですが、その際にメーリングリストのようなもので全委員に同時に共有されるようなメカニズムを事務局でご検討いただけないかと思えます。

○中村会長 前から同じようなご意見があったと思いますので、ほかの委員がどんなことをご発言されたのかも分かるような措置も検討してください。よろしくお願ひします。

吉中副会長、どうぞ。

○吉中副会長 申し訳ありません。時間も押していますので、手短に申し上げます。

冒頭、道庁の方のご挨拶の中で、北海道の地球温暖化防止対策条例が改正されましたというご報告があったのですが、これについては、今年の8月だったでしょうか、この審議会でご答申をして、それを受けて道庁のほうで条例の改正に結びつけていただいたという理解でおりますので、どこかで条例のことも説明していただけるようなことを次回以降に考えていただければと思いました。

その趣旨は、環境審議会の答申がどうして反映されなかったのかという問題意識を私は持っております。環境審議会の会場でこういう修正をしてほしいということをお願いして、会長にご一任して、答申にはその内容が含まれたのですけれども、それが条例には全く反映されていないというのはどういうことなのかと思っておりますし、環境審議会の答申は道庁の中でどういう位置づけをされているのか、その辺が不明になってしまったものですから、どこかの時点でその辺りも含めてご説明いただければありがたいと思えます。

○中村会長 私は気づいていなくて、その辺は私も知りたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

#### 4. 閉 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 中村会長、ありがとうございました。

次回審議会の開催につきましては、8月から9月を予定しております。近くなりましたら事務局から委員の皆様へ日程を照会いたしますので、ご協力をお願いします。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上